

改正

平成27年8月28日要綱第21号

平成29年3月21日要綱第7号

令和4年4月4日要綱第14号

令和5年2月22日要綱第9号

西粟倉村地域おこし協力隊推進要綱

(目的)

第1条 平成21年3月31日総行応第38号にて制定された総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づき、この要綱は、地域おこし協力隊員（以下、「隊員」という。）として地域外の人材を積極的に誘致し、定住・定着を図るとともに、新たな視点による新たな取組を村の発展につなげ、「地域協力活動」を推進することを目的とする。

(隊員の種類と役割、研修先の役割)

第2条 採用する隊員の種類と役割を次のとおり定める。

(1) 企業研修型

企業研修型の隊員は、村内研修先指定企業での研修、又は研修先指定企業と協働し、村に新たな価値創造に向けた活動を行う。また、自身が村でより良く生きるため、地域、村とつながりながら活動することを役割とする。

(2) 起業型

起業型の隊員は、自身の起こす事業を磨き、発展させていく活動を行う。また、自身が村でより良く生きるため、地域、村とつながりながら活動することを役割とする。

(3) 行政連携型

行政連携型の隊員は、行政課題の解決、政策の推進に向けと行政と連携した活動を行う。また、自身が村でより良く生きるため、地域、村とつながりながら活動することを役割とする。

2 前項に定める隊員が所属する村内研修先指定企業又はそのサポートを行う事業者（以下「サポート企業等」という。）は、隊員の力が地域、村、サポート企業等で発揮され、その活動が地域、村、サポート企業等の発展につながる活動となるよう支援する役割を担う。

(地域おこし協力隊の対象とする取組)

第3条 地域おこし協力隊の対象とする取組は次のとおりとする。

(1) 百年の森林構想実現のための取組

(2) 環境モデル都市、バイオマス産業都市、SDGs未来都市、脱炭素先行地域、デジタル田園都市国家構想推進のための取組

(3) 村に新しい仕事を創り出す次の取組

ア 個人による創業

イ 村内企業による2次創業・事業拡大

ウ 村外企業による村内への本社又は支社の新設、移転

(4) 第6次西粟倉村総合振興計画に、特に重要と認められる取組

(5) 村長が特に必要と認めた取組

2 本条第1項第3号イ、ウ及び第4号に定める取組は、支援の期限を3年間とする。

(委嘱)

第4条 村長は、都市住民を募集・選定し、受入れ、西粟倉村地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）として委嘱し、隊員は、委嘱内容に従い活動を実施するものとする。

2 前項に定める「都市住民」とは、都市地域に生活の本拠を置いていた者を指す。また、委嘱を受ける前に、既に村に住民票がある者、生活の本拠を置いている者は委嘱の対象としない。

(委嘱期間)

第5条 隊員の委嘱期間は、会計年度ごとの更新となり、最長3年間とする。

2 令和3年12月27日、総務省発出の事務連絡「新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けた地域おこし協力隊員の任期特例の創設等について」について、該当する隊員の中で延長を希望し、かつ村長の許可を受けた隊員にあっては、任期を最大2年延長することができる。

(委嘱費)

第6条 村長は、第2条で定める類型に従って、委嘱費(委託費)を支払うものとする。ただし、委嘱の日及び退職の日が1ヶ月に満たない場合又は、日割り計算(その月の土・日曜、祝祭日を除いた日の合計で除した額(1ヶ月100円未満切捨て))した額を支払うものとする。

(活動費)

第7条 村長は、200万円の範囲内で隊員の活動に必要な経費を支援するものとする。ただし、活動期間終了後、隊員の資産となる税込30万円以上の備品購入についてはこれを認めない。

2 村長は、隊員の活動について必要な業務を隊員のサポート企業等に委託することができる。

(補助費)

第8条 村長は、西粟倉村企業研修型地域おこし協力隊事業補助金交付要綱等に基づき、企業研修型のサポート企業等や、行政と連携して活動を行う企業等に向け、委嘱費及び活動費を一括で補助費として支払うことができる。

(面談及び研修等への参加)

第9条 隊員及びサポート企業等は、村が行う面談、研修会等に参加しなければならない。

(活動報告)

第10条 隊員及びサポート企業等は、別途当事者間の定めにより、下記の内容を含む活動報告書を作成し、提出しなければならない。

2 報告書には次の内容を含むこととする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 日別地域おこし活動報告書の写し
- (3) 活動費支出明細書

(帳票類の保管)

第11条 隊員及びサポート企業等は帳票類を年度の終了以後5年間保管しなければならない。

(委嘱費及び活動費の返還)

第12条 隊員及びサポート企業等が当初の契約から1年未満で活動を終える場合、隊員及びサポート企業等にこの間に生じた委嘱費(委託費)及び活動費について、原則返還を求める。

(その他)

第13条 その他、村長が必要とする事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月28日要綱第21号)

この要綱は、平成27年9月1日から施行する。

附 則（平成29年3月21日要綱第7号）
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月4日要綱第14号）
この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月22日要綱第9号）
この要綱は、公布の日から施行する。